

第 10 号の 4 様式 記載要領

第16項

- 1 この請求書は、法人の市民税について、地方税法第 20 条の 9 の 3 第 1 項若しくは第 2 項又は第 321 条の 8 の 2 の規定に基づき更正の請求をする場合に使用してください。
- 2 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、各事業年度の法人税額を課税標準とする市民税の法人税割の更正の請求をする場合にあっては、「法人名」の欄には当該法人課税信託の名称を併記してください。
- 3 この請求書は、大阪市長に 1 通（提出用）を提出してください。
- 4 「法人番号」欄には、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 15 項に規定する法人番号をいいます。）を記載してください。
- 5 「代表者氏名」欄は、この請求書を提出するときにおける法人の代表権を有する者の氏名を記載してください。
- 6 「課税標準等」欄には、課税標準及びこれから控除する金額並びに欠損金額等を記載し、「税額等」欄には、納付すべき税額及びその計算上控除する金額並びに申告書に記載すべき還付金の額に相当する税額及びその計算の基礎となる税額を記載してください。

なお、令和 4 年 12 月 31 日以後に終了する事業年度について更正の請求をする場合には、「更正の請求前」の「税額等」の欄の納付すべき税額の計算上控除する金額及び申告書に記載すべき還付金の額に相当する税額の計算の基礎となる税額並びに「更正の請求前」の「課税標準額」の欄については記載不要です。
- 7 「更正の請求をする理由及び請求をするに至った事情の詳細その他参考となるべき事項」欄には、その理由等を具体的に記載するとともに、課税標準等又は税額等が過大であること等の事実を証する資料（地方税法第 321 条の 8 の 2 の規定に基づき更正の請求をする場合には、法人税の更正通知書写）を添付してください。

なお、この更正の請求が、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第 7 条第 1 項に規定する合意に基づく国税通則法第 24 条又は第 26 条の規定による更正に係るものである場合には、当該欄に「租税条約の実施に係るもの」と記載してください。
- 8 「※整理番号」欄は、記載しないでください。
- 9 「金融機関名」欄、「預金種別」欄、「口座番号」欄及び「口座名義人」欄には、この更正の請求により還付が生じた場合、口座振込により還付しますので、還付を受けようとする金融機関名等を記載してください。
- 10 「還付請求税額」欄には、この更正の請求により還付が生じた場合に、その還付される税額を記載してください。